

# 中長期的視野に立った 孤独・孤立状態の予防のための 取組の推進

令和8年5月28日

内閣府 孤独・孤立対策推進室





# 孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 令和7年改定のポイント

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行、同年6月に法に基づく重点計画を策定。
- 法施行後1年間、内閣府において孤独・孤立対策担当大臣を中心に、地方公共団体・NPO等の支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を重点的に推進。また、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ねてきた。
- 本部の下の孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（NPO等）の意見を聴取した上で、重点計画の改定案を推進本部において審議。

①現行計画の重点取組事項を着実に推進しつつ、②現在直面している課題・中長期的な課題等に的確に対応するため、重点計画を改定（孤独・孤立対策推進本部決定）

①令和6年計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」→ 取組を強化し、引き続き重点的に推進。

- ・ 地方公共団体への伴走支援やNPO等の取組支援等について、交付金等も活用しつつ、現場の工夫や課題も含めた横展開の取組を推進。
  - ・ 「つながりサポーター」の更なる普及を始め、孤独・孤立状態の予防を目指した取組を強化。
  - ・ 目標設定の好事例横展開などを通じ、重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組を推進。
- 
- 
- など

②現在直面している課題・中長期的な課題等→新たに重点取組事項に盛り込み、関係府省連携して対策を推進。

## 【現在直面している課題】

### ✓ 小中高生の自殺者数が過去最多

- ー 令和6年は529人と過去最多。
- ー 女子中高生についてみると、女子中学生・女子高校生ともに増加している現状

## 【中長期的な課題】

### ✓ 将来の単身世帯・単身高齢世帯の増加見込み

= 孤独・孤立リスクを抱える方も増加見込み

- ー 単身世帯数が今後増加し、2050年度44.3%（推計）

### ✓ 孤立死者数の推計：約2万2千人

- ー 孤立死WGが令和6年の推計を公表。
- ー 「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたもの。

- 児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組の推進。

- 関係府省庁・地方公共団体との密接な連携の下、現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの「居場所・つながりづくり」等、中長期的視野に立った孤独・孤立状態の予防のための取組の推進。

このほか、就職氷河期世代を含む中高年層の支援や、身寄りのない高齢者の支援についての関係府省庁が連携した取組の推進 など

# 令和7年孤立死者数の推計について

- ・令和7年中における孤立死者数の推計(目安の数値)を、昨年4月の「孤独死・孤立死」WG報告書に沿って算出。
- ・令和7年の「孤立死者数の推計」は2万2,222人であり、昨年から366人の増加。

## 令和7年孤立死推計値

### 8日以上

	総数	男	女	不詳
総 数	22,222	17,620	4,598	4
0～14歳	0	0	0	0
15～19歳	8	5	3	0
20～24歳	33	19	14	0
25～29歳	70	52	18	0
30～34歳	87	61	25	1
35～39歳	124	97	27	0
40～44歳	248	196	52	0
45～49歳	459	374	85	0
50～54歳	1,063	883	180	0
55～59歳	1,678	1,438	240	0
60～64歳	2,408	2,069	338	1
65～69歳	3,173	2,770	403	0
70～74歳	4,047	3,455	592	0
75～79歳	4,329	3,400	929	0
80～84歳	2,532	1,739	793	0
85歳以上	1,830	956	874	0
不詳	133	106	25	2

### 【参考】4日以上

	総数	男	女	不詳
総 数	32,678	25,079	7,595	4
0～14歳	0	0	0	0
15～19歳	15	8	7	0
20～24歳	70	47	23	0
25～29歳	106	78	28	0
30～34歳	129	95	33	1
35～39歳	193	147	46	0
40～44歳	336	269	67	0
45～49歳	653	534	119	0
50～54歳	1,433	1,186	247	0
55～59歳	2,251	1,923	328	0
60～64歳	3,245	2,771	473	1
65～69歳	4,325	3,731	594	0
70～74歳	5,684	4,755	929	0
75～79歳	6,340	4,866	1,474	0
80～84歳	4,212	2,760	1,452	0
85歳以上	3,535	1,790	1,745	0
不詳	151	119	30	2

## 【居場所・つながりづくりの推進】

- 現行の重点計画において、基本方針に「人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う」ことを明記し、具体的施策として、関係省庁における関連する約40の施策を盛り込み、居場所・つながりづくりを推進してきた。今後も不断にアップデートを行っていく。

## （つながりを生むための分野横断的な連携の促進）

- 当事者の抱える課題が複雑化する中、医療・福祉・教育などの分野を超えた緩やかな連携の取組を拡げていくため、有識者会議において、医療等分野におけるつながりを生むための分野横断的な連携の促進など、個別テーマごとに精力的に御議論いただいた。今後も様々なテーマでの議論を重ね、関係府省庁・地方自治体・民間団体の連携を促していく。

## （民間企業におけるつながりづくりの推進）

- 退職を契機としてつながりを失いかねないという課題への「備え」として、現役世代一人一人が若いうちから社会や地域とのつながりづくりを行うことが重要。
- 学校を卒業して社会に出たらは、企業等に雇用されている人々は多くの時間を職場において過ごすことになり、つながりづくりにおける民間企業に期待される役割も大きいと考えられることから、民間企業の先進的な取組事例の収集・横展開を行い、民間企業におけるつながりづくりの推進に取り組む。

## 【関係省庁における孤立死の予防に資する相談・見守り等の取組例】

- 自立相談支援機関における包括的な相談支援(厚生労働省)
- 頼れる身寄りがない高齢者等に対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、入院・入所等の手続、葬儀・納骨や家財処分の契約手続等の死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業へ位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。(厚生労働省)
- 居住支援協議会等の活動支援(国土交通省)
- 地域課題の解決に取り組む「地域運営組織」の運営や、住民共助による見守り、居場所づくり等を支援(総務省)

- 引き続き「孤独・孤立対策重点計画」に基づき、関係府省庁・地方公共団体・民間団体との密接な連携の下、中長期的視野に立った孤独・孤立状態の予防のための取組を推進する。

## 「孤立死」の操作的定義

○ 中間論点整理における「基本的な考え方」に基づき、警察庁データと照らし合わせて操作的定義を議論。

要素	「孤立死」推計のための操作的定義（本WGの結論）	警察庁データ（参考）
①死亡場所	自宅とする。	自宅
②世帯類型	世帯類型については、複数世帯の事例数が把握できず、事件性のある事例が紛れ込んでいるがその数は非常に少ないことを踏まえ、「一人暮らしの者」とする。	一人暮らしの者
③自殺の扱い	孤立死は死因を問うものではないので、自殺は除外しない。	除外せず
⑥年齢基準	対象を高齢者に限定する理由はなく、幅広い年齢層を対象とすることが適当であり、警察庁データを活用し、5歳階級別で整理する。	5歳階級別で整理
④生前の状況 ⑤看取りの有無	生前の状況及び看取りの有無を事後的に直接把握することは困難であり、死後経過時間（日数）を手がかり・目安として、生前に社会的に孤立していたことを客観的・外形的に推認することとする。	把握されていない
⑦死後経過時間（日数）	孤立死を「死後〇日経過したもの」と一律に定義することは困難であり、操作的定義については、「生前に社会的に孤立していたことが推認される死後経過時間（日数）」と定性的に定める。※日数経過していても孤立していない例や、孤立していても速やかに発見される例も。	「0～1日」「2～3日」「4～7日」「8～14日」等の区分単位

## 目安となる死後経過日数等

### 【「目安」について】

- 何らかの死後経過日数の「目安」をもって、統計的なデータを基礎にして孤立死の「概数」を把握。
  - ・ 死後8日以上経過して遺体が発見：少なくとも発見される前の7日間は、連絡がとれないことを気にかけてくれるような他者との接触機会がなかったことが推察され、生前に社会的に孤立していた状態にあったことが強く推認。
  - 孤立死者数の概数を推計するための「目安」とすることが適当。
  - ・ 死後4日以上経過して遺体が発見：生前に社会的に孤立した状態にあった者が一定数いると考えられる。また、一般的に遺体外表上の腐敗が明白に発現し始めるとされる時期でもある。
  - 参考データとして示すことが適当（ただし、遺体の腐敗状況は季節や環境に大きく左右されることに留意）。

### 【「推計値」について】

- 上記の「目安」によれば、「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたものは21,856件である。  
(参考)「死後4日以上」を経過していたものは、31,843件である。  
※ 特定の死後経過日数をもって「孤立死」と定義したものではないことに留意。